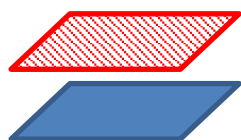


弘前市介護福祉施設等安全対策事業費補助金Q & A集

Q 1 対象となる事業者は。

A 1 市内の介護福祉施設及び障がい福祉施設を運営する法人です。また、施設数の数え方については以下のとおりとなっています。記載例にないケースの場合は、担当課までご相談ください。

(1) 同一の建物内で複数の事業を実施している場合



別のフロアで実施 → 2 施設として整理



同一フロアで実施
(同一空間を仕切る、別部屋など) → 2 施設として整理

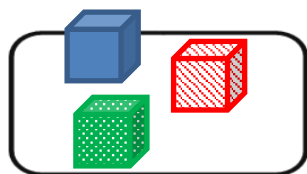


同一フロアで実施 → 2 施設として整理
(一部重複がある場合)

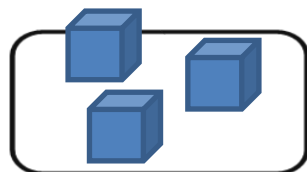


同一フロアで実施 → 重複とし、1 施設で整理

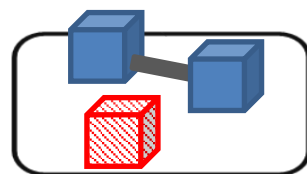
(2) 同一の敷地内で複数の事業を実施している場合



それぞれの建物で別の事業を実施 → 3 施設として整理



別の棟で同一の事業を実施 → 1 施設として整理



2 棟で同一の事業を、残りの 1 棟で別の事業を実施
→ 2 施設として整理

〈参考〉

介護福祉施設

- 介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院又は居宅サービス事業（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を行う事業に限る。）、地域密着型サービス事業（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスに限る。）を行う事業に限る。）若しくは地域支援事業（第一号通所事業に限る。）の用に供する施設
- 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅

障がい福祉関連施設

- 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援の事業の用に供する施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定する地域活動支援センター及び障害福祉サービス事業（生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）、一般相談支援事業又は特定相談支援事業の用に供する施設

Ｑ２ 対象となる事業は。

A 2 令和２年度中に実施する事業が対象となります。

- （１）新型コロナウイルス感染症感染防止安全対策事業（補助率：１０／１０）

介護福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症防止対策のための備品、消耗品等の購入等を行う事業

〈例〉

空気清浄機

洗面所等の蛇口を自動水栓にする

面会時の安全対策として行うアクリル板やタブレット など

(2) 介護福祉施設等職員感染予防事業 (1 日あたり上限 6, 000 円)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、介護福祉施設等の職員を予防的にホテル等の市内の宿泊施設に宿泊させる事業

Q 3 感染拡大防止を目的に予防的に実施する宿泊施設の利用に要する経費への支援について、対象となる職員は介護等の従事者のみとなるか。

A 3 新型コロナウイルス感染拡大を目的に予防的に行う対応となりますので、介護等の従事者だけでなく、施設の事務職員も対象となります。
※職員が個人負担する額でなく、法人が支出したものが対象となります。

Q 4 補助金の額は (上限は)。

A 4 介護福祉施設等 1 施設につき、次の (1) 及び (2) から算出される額の合計額または 30 万円のいずれか少ない額以内の額です (1 施設ごとの補助金の上限は 30 万円)。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染防止安全対策事業に要した補助対象経費の実支出額の合計額
- (2) 介護福祉施設等職員感染予防事業に要した補助対象経費の実支出額 (1 日あたり上限 6, 000 円)

Q 5 補助金の計算方法は。

A 5 申請は法人ごとですが、1 施設ごとの上限を 30 万円としているので、補助金の計算は施設ごととなります。

例えば、1 つの法人で 3 つの事業所がある場合は以下のとおりです。

【A 法人】	(対象経費)	(補助金額)
ア事業所	50 万円	30 万円
イ事業所	15 万円	15 万円
ウ事業所	30 万円	30 万円
A 法人計	95 万円	75 万円

※仮に、法人内で一括して備品等を調達する場合は、施設ごとに備品等の納入数量及び支払いを証する資料などを整理いただくこととなります。

Q 6 国や県等に同様の補助メニューがある場合（今後、制度化される場合も含む）、この補助金と併用することはできるか。

A 6 併用することはできません。本補助金は、国や県をはじめ他の補助金等が活用できる場合は対象としないこととしています。

Q 7 この補助金の相談・申請先は。

A 7 介護福祉課、障がい福祉課でそれぞれ対応いたします。なお、法人ごとに申請いただくこととなります。

Q 8 一つの法人で介護福祉施設と障がい福祉関連施設を運営している場合、介護と障がいに分けて申請しなければならないか。

A 8 法人ごとの申請となります。
介護福祉施設のための法人は、介護福祉課へ
法人内に障がい福祉関連施設が一つでもある場合は、障がい福祉課へ
申請ください。

Q 9 いつまでに申請しなければならないか。

A 9 令和3年1月29日までに申請ください。

Q10 申請期限後に新たに補助対象経費が発生した場合はどうなるのか。

A10 担当課までご相談くださるようお願いいたします。

Q11 申請書はホームページから入手するとのことだが、入手できない環境にある場合はどうすればいいか。

A11 担当課にご連絡をいただければ、個別に申請書類を郵送し対応いたします。